

行政処分の公表

当社は近畿運輸局大阪運輸支局より下記の処分を受けました。
今回の処分を厳粛に受け止め、法令の遵守および輸送の安全確保を徹底し、
全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

記

1. 対象営業所 両備バス関西カンパニー大阪支店
2. 処分内容 文書警告
3. 違反条項 運転者に対する指導監督義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項)
4. 当該処分に基づき講ずる措置
運転者に対し、法令の遵守および輸送の安全を確保するための指導の充実化を図ります。
また、受講後の効果測定で習得状況を確認し、完全に理解できるまで繰り返し指導を徹底してまいります。
5. 処分を受けた日 平成 28 年 11 月 17 日

以上